

豊中市公園自動車駐車場管理者公募実施要領

1. 目的

豊中市（以下「本市」という。）は、民間事業者の専門的な技術・手法・経験を活用した公園自動車駐車場（以下「駐車場」という。）の運営を行うことにより、駐車場の効率的な利用促進と利便性の向上を目的とし、その運営を行う事業者を公募します。

2. 事業概要

都市公園法（昭和 31 年 4 月 20 日法律第 79 号）第 5 条及び豊中市都市公園条例（昭和 35 年 4 月 1 日条例第 8 号）第 8 条の規定に基づく、公園管理者以外の者が公園施設を管理する許可の手続きを行うものであり、対象物件の 4 カ所の公園自動車駐車場を一括で管理許可するものです。

事業内容は別添「豊中市公園自動車駐車場管理者公募に関する仕様書」のとおりとします。なお、下表の公募物件を一括で管理運営できる事業者を公募します。

物件名	所在地（地番）	面積	使用許可開始日
二ノ切池公園 自動車駐車場	豊中市東豊中町 5 丁目地内	2,085 m ²	令和 8 年 4 月 1 日
ふれあい緑地（北） 自動車駐車場	豊中市利倉東 1 丁目地内	1,969 m ²	令和 8 年 4 月 1 日
ふれあい緑地（中央） 自動車駐車場	豊中市服部西町 5 丁目地内	2,280 m ²	令和 8 年 4 月 1 日
ふれあい緑地（南） 自動車駐車場	豊中市服部寿町 4 丁目地内	2,459 m ²	令和 8 年 4 月 1 日

3. 応募資格要件

本案件に応募する者に必要な資格要件は次のとおりとする。応募書類の提出期日において、下記のすべての要件を満たす者であること。

- (1) 過去 3 年間に於いて、1 か所あたり普通自動車 50 台以上の時間貸駐車場を自ら管理運営した実績を有すること。
- (2) 過去 3 年間に於いて、官公庁（指定管理施設含む）における駐車場運営の実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号、以下「施行令」という。)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

- (6) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (7) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 項第 1 項の規定による和議開始前の申立てをしていない者であること。
- (8) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の未定による再手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の再生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (10) 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)、その他の労働関連法令に違反し官公庁から摘発又は勧告等を受けていないこと。
- (11) 過去 3 か年において、法人税または所得税並びに市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (12) 管理許可日まで、豊中市入札参加停止の措置を受けていないこと。

4. 日 程

項目	期間等
公募実施要項の配布	令和 8 年 1 月 15 日（木）から令和 8 年 2 月 6 日（金）
応募申込書の提出	令和 8 年 1 月 16 日（金）から令和 8 年 2 月 13 日（金）

質問の受付	令和 8 年 1 月 15 日（木）から令和 8 年 1 月 23 日（金）
事業者の決定	令和 8 年 2 月下旬（予定）
管理許可書交付	令和 8 年 3 月初旬（予定）
工事関係の協議及び施工	令和 8 年 3 月中旬（協議予定）・4 月初旬（施工予定）
運用開始	令和 8 年 4 月 1 日（水）から（予定）

※日程はやむを得ない事情により変更する場合があります。なお、期間等に記載の日は、原則として土曜日、日曜日、国民の祝日及び振替休日等を除きます。

5. 応募手続き等

1) 本公募実施要領の配布方法

令和 8 年 1 月 15 日（木）から令和 8 年 2 月 6 日（金）午後 5 時まで、本市ホームページにおいて配布します。

2) 応募申込書の提出

応募者は、参加申込書に所定の書類を添付の上、下記提出先に直接持参するか簡易書留・配達記録郵便で郵送してください。

提出期間：令和 8 年 1 月 16 日（金）から令和 8 年 2 月 13 日（金）午後 5 時まで

提出先：豊中市北桜塚 1 丁目 3 番 1 号

豊中市環境部公園みどり推進課

電話 06-6843-4000（直通）

【提出書類一覧】

区分	必要書類	部数
1 表紙（鑑）	・応募申込書（様式 1） ・応募申込書その他提出書類に押印する印影は、法務局で発行される法人の印鑑証明書（2②参照）と同一のものを押印ください。また、履歴事項全部証明書に複数の代表者が記載されている法人にあつては、本件応募に係る権限を有する者を応募申込者欄に記入し、その者の代表者印を押印してください。	正本 1 部
2 事業者概要	① 履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本 ② 印鑑証明書 上記①、②の書類は発行後 3 か月以内のものに限る。 ③ 事業者の概要 ・企業理念（経営方針）	正本 1 部

	・ C S R への取組み ・ 事業経歴 ・ 創立（創業）年月日 ・ 資本金（出資総額） ・ 事業内容（事業種目、取扱品目・サービス及び年間取扱高、事業所、所在地及び従業員数、主な取引先、時間貸駐車場の管理運営箇所数等） 事業実施体制 ・ 当該駐車場の運営を行う組織体制、運営方法	
3 実績報告	時間貸駐車場実績報告書（様式 2） 【記入事項】 契約の相手方、契約期間、契約金額、運営規模等 ・ 過去 3 年間に於いて、1 か所あたり普通自動車 50 台以上の時間貸駐車場を自ら管理運営した実績 ・ 官公庁（指定管理施設を含む）における駐車場運営の実績を証する添付資料の例 ⇒貸借契約、管理・運営委託契約、機器のリース契約等に係る契約書・協定書等の写し	正本 1 部
4 財務諸表	貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書（いずれも、注記を含む。）について、直前決算 3 年間分の写しに法人名を明記の上、提出すること。	正本 1 部
5 誓約書	誓約書（様式 3）	正本 1 部
6 納税証明書（国税）	直近 1 年間の国税の納税証明書（その 3 の 3） ※書類提出時点で発行後 3 か月以内のものに限る。 国税の納税証明書の交付請求の際は、必ず「その 3 の 3」を請求すること。（「その 3」は不可。）なお、法人税、消費税又は地方消費税を分納している場合は、納税証明書は交付されないため、応募の資格を満たさなくなるので、注意すること。	正本 1 部
（市町村税）	直近 1 年間の法人市民税の納税証明書 ※豊中市に納付した直前 1 年間の納税証明書を提出すること。 なお、豊中市に納税義務がない場合は、本店の所在地における市区町村の納税証明書を提出すること。 ※書類提出時点で発行後 3 か月以内のものに限る。	正本 1 部
7 使用料提案書	使用料提案書（様式 4）	正本 1 部

3) 物件の現地説明

物件の現場説明会等はありません。現地確認は自由ですので、駐車場運営に支障がないように配慮して行ってください。

4) 質問の受付

本公募実施要領に関する質問は、質問書（様式5）を使用又は参照し、電子メールによりご送信ください。送信後、電話で質問書送信の旨をご連絡ください。直接持参による提出でも結構です。電話、口頭等の書面以外の方法による質問は一切応じることができません。

○受付期間：令和8年1月15日（木）から令和8年1月23日（金）午後5時まで

○送付先：豊中市北桜塚1丁目3番1号

（提出先）豊中市環境部公園みどり推進課（豊中市公園管理事務所）

電話 06-6843-4000（直通）

E-mail kouen@city.toyonaka.osaka.jp

5) 質問書に対する回答

全質問に対する回答を令和8年1月30日（金）に本市ホームページに掲載します。

なお、回答内容において質問書の提出者が特定できると思われる内容は、公開しません。

6) 事業予定者の選定

(1) 応募書類の審査

提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を事業予定者の選定対象とします。

(2) 使用料提案の審査

公募物件に対し、本市が設定する最低価格以上の額で、かつ提案使用料について最高の金額で応募申込みを行った者を選定し、事業予定者とします。なお、提案使用料について最高の金額に応募が2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより選定します

7) 失格要件

次の失格要件に該当すると認められる場合は、審査の上、失格となります。

- (1) 本公募実施要領において定める資格要件を満たしていない
- (2) 許可条件を履行することが困難と認められる
- (3) 使用料の提案金額が最低使用料以下である
- (4) 応募者の記名押印がない
- (5) 本市が指定する様式を用いないで使用料提案した
- (6) 応募者が2以上の使用料提案した
- (7) 応募使用料又は応募者の氏名その他主要部分が識別し難い
- (8) 金額の訂正、削除、挿入等のある使用料提案書である
- (9) 使用料提案に関し不正な行為を行った
- (10) その他使用料提案に関する条件に違反した

8) 事業予定者の決定時期及び審査結果の通知、公表

事業予定者は、令和 8 年 2 月下旬までに決定します。その決定後、本市ホームページに決定金額及び事業予定者を掲載します。また、事業者決定の公表の際、提案事業者と提案金額一覧を公表しますのでご了承ください。なお、結果に関する異議は認められません。

9) 決定後の取り消し

次のいずれかに該当した場合は、事業者の決定を取り消します。

- (1) 事業者の決定から使用許可書交付までの間に、資金事情の変化等により駐車場の運営実施の履行が確実でないと本市が判断した場合
- (2) 事業者が本公募実施要領において定める応募者の資格要件に適合しなくなった場合
- (3) 事業者が許可条件に違反をしている場合

10) 事業予定者の繰り上げ

事業予定者を取り消し処分とした場合、次点者と協議の上事業予定者とします。

6. 管理許可の手続き

事業者に決定された者は、速やかに本市指定の様式により公園施設管理許可申請書を提出してください。

7. その他

- 1) 事情により予告なく公募を取り止める場合があります。
- 2) 本公募実施要領に定めるもののほか、自治法、施行令、豊中市条例、その他関係法令等の定めるところによります。
- 3) 応募者は、本案件の選定結果後に選定結果または本募集要項及び仕様書内容等に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- 4) 本公募の事務局、実施要領に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

豊中市環境部公園みどり推進課（大門公園事務所）維持管理係 大西 下部 北野
住所 〒561-8501 豊中市北桜塚 1 丁目 3 番 1 号
豊中市環境部公園みどり推進課（豊中市公園管理事務所）
電話 06-6843-4000（直通）
E-mail kouen@city.toyonaka.osaka.jp

年 月 日

豊中市長 あて

応募申込書

応募者 所在地（住所）
商号又は名称（氏名）
代表者職氏名



「豊中市公園自動車駐車場管理者公募実施要領」に係る運営事業者選定の参加を申し込みます。
また、この申込にあたって、公募要領に定められている「応募資格要件」を満たすとともに、
下記書類の記載事項について事実と相違ないことを誓約します。なお、誓約した内容に違反があ
った場合には、審査手続きから除外されても異議を申し立てません。

1. 履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本
2. 印鑑証明書
3. 事業者の概要
4. 時間貸駐車場実績報告書（様式 2）
5. 財務諸表
6. 誓約書（様式 3）
7. 国税の納税証明書（その 3 の 3）
8. 市町村税の納税証明書
9. 使用料提案書（様式 4）

*1 から 9 までの書類の詳細は、同要領 3 ページから 4 ページを参照ください。

本申込みの窓口となる担当者

所在地（住所）
所 属
役 職
氏 名（ふりがな）
電話番号
F A X

受付担当課処理欄	
日付	受付者

時間貸駐車場実績報告書

豊 中 市 長 あて

豊中市公園自動車駐車場管理者公募にあたり、下記の資格要件を満たしていることについて、書類を添えて報告します。

応募者
所在地（住所）
商号又は名称（氏名）
代表者職氏名



資格要件

- （１）過去３年間に於いて、１か所あたり普通自動車５０台以上の時間貸駐車場を自ら管理運営した実績を有していること。
- （２）過去３年間に於いて、官公庁（指定管理施設を含む）における駐車場運営の実績を有していること。

【記載例】

契約名	履行場所	契約期間	契約金額 (単位：千円)	契約相手方	契約形態等	駐車場の運営規模				
						区画数	開場時間	入出庫	人的対応	その他
〇〇駐車場事業	〇〇市 〇〇町〇丁〇番地	H20.4.1～ H25.3.31	〇〇〇千円	株〇〇〇〇	賃貸借	100	24時間	ゲート	無人	
〇〇区役所駐車場事業	〇〇市 〇〇町〇丁〇番地	H25.4.1～ H25.3.31	〇〇〇千円	〇〇市〇〇区	使用許可	70	8：45～ 20：00	ゲート	無人	
〇〇駅前駐車場運営管理業務	〇〇市 〇〇町〇丁〇番地	H23.4.1～ H28.3.31	〇〇〇〇千円	〇〇〇市	委託	50	8：45～ 21：00	フラップ	無人	
〇〇体育館駐車場管理業務	〇〇市 〇〇町〇丁〇番地	H25.4.1～ H30.3.31	〇〇〇〇千円	〇〇スポーツ クラブ(株)	指定管理	120	8：00～ 21：00	ゲート	有人	

【記入用】

【注】 根拠資料として賃貸借契約、管理・運営委託契約、機器のリース契約等に係る契約書・協定書等の写しを添付すること。

豊 中 市 長 あて

誓 約 書

応 募 者 所在地（住所）
商号又は名称（氏名）
代表者職氏名



私は、豊中市が豊中市暴力団排除条例に基づき、豊中市公園自動車駐車場管理者公募の応募にあたり、暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

1. 私は、豊中市公園自動車駐車場の運営を受注するに際して、豊中市暴力団排除条例施行規則第2条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
2. 私は、豊中市暴力団排除条例施行規則第2条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、豊中市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
3. 私は、本誓約書及び役員名簿等が豊中市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
4. 私が本誓約書一に該当する事業者であると豊中市が大阪府警察本部から通報を受け、又は豊中市の調査により判明した場合は、豊中市が豊中市暴力団排除条例及び豊中市が発注する契約に係る暴力団等排除措置要綱に基づき、豊中市のホームページへの掲載その他市長が適当と認める方法により、その旨を公表することに同意します。
5. 私の使用する下請負人等が、本誓約書一に該当する事業者であると豊中市が大阪府警察本部から通報を受け、又は豊中市の調査により判明し、豊中市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

(参考) 豊中市暴力団排除条例施行規則 (抜粋)

第2条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品 その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益等の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益等の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、これらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等（条例第2条第5号に規定する公共工事等をいう。）に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

(参考) 豊中市暴力団排除条例 (抜粋)

第7条 市は、暴力団員及び暴力団密接関係者が公共工事等及び売払い等の契約の相手方（以下「契約相手方」という。）並びに次に掲げる者（以下「下請負人等」という。）となることを許してはならないものとする。

Ⓐ 下請負人（公共工事等に係る全ての請負人又は受託者（契約相手方を除く。）をいい、第2次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。）

✓ 契約相手方又は下請負人と公共工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者（下請負人に該当する者を除く。）

(公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置)

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講じるものとする。

Ⓐ 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。

✓ 公共工事等及び売払い等に係る入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと。

■ 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること。

□ 公共工事等及び売払い等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であつて、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置

・ 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約相手方としないこと。

✓ 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること。

♡ 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等と

の契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること。

♥ 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置

2 市長は、前項各号（第3号及び第4号を除く。）に掲げる措置を講じるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。

3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

(様式4)

年 月 日

豊 中 市 長 あて

応募者 所在地（住所）
商号又は名称（氏名）
代表者職氏名



使 用 料 提 案 書

豊中市公園自動車駐車場の使用料について、以下の通り提案します。

【円単位】

使 用 料	
-------	--

- ※ 使用料は非課税です。
- ※ 金額の前には、¥をつけてください。
- ※ 応募使用料は、本市が設定する最低使用料以上の金額を記入してください。
- ※ 応募使用料は、年額使用料とします。

(様式5)

年 月 日

豊 中 市 長 あて

質 問 書

「豊中市公園自動車駐車場管理者公募実施要領」に記載された内容に関して、下記のとおり質問します。

応募者 所在地（住所）
商号又は名称（氏名）
代表者職氏名

実印

本申込みの窓口となる担当者
所在地（住所）
所 属
役 職
氏 名（ふりがな）
電話番号
F A X
メールアドレス

No.	要領/ 仕様書	ページ	項 目	質 問 内 容
例	仕様書	7	5 リスク分担	小規模修繕は1件当たり200万未満でしょうか。

(注1) 質問は、書面による方法（F A X、電子メール又は直接持参）のみ受け付けます。

(注2) 持参以外は、送信後、電話で質問書送信の旨を連絡してください。（9時から17時まで）

電話番号（直通）06-6843-4000